

平成29年6月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 平成29年6月12日（月） 開会 午後2時 8分
閉会 午後2時32分

場所 議会運営委員会室

出席委員 諸井真英委員長

須賀敬史副委員長、塩野正行副委員長

岡地優委員、沢田力委員、神尾高善委員、田村琢実委員、本木茂委員、

宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、野本陽一委員、水村篤弘委員、田並尚明委員、

権守幸男委員、石川忠義委員、秋山文和委員、木下博信委員

出席者 小林哲也議長、土屋恵一副議長

欠席委員 なし

説明者 奥野立副知事、砂川裕紀企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

委員長

1 企画財政部長の異動についてだが、この件について、執行部から紹介及び挨拶のため、発言を求められているので、これを許す。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、発言させていただく。

このたび、国の人事に伴い、急ではあるが、幹部職員に人事異動があったため、紹介させていただきます。

企画財政部長の砂川裕紀である。

企画財政部長

このたび、企画財政部長を拝命した、砂川裕紀である。よろしく願います。

委員長

2 6月定例会の付議予定議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、6月定例会県議会に提案させていただく議案について、御説明申し上げる。

お手元の資料「埼玉県議会平成29年6月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

6月定例会県議会に提案を予定している議案は、予算1件、条例4件、専決処分の承認1件、事件議決1件の計7件である。

また、議案以外では、予算繰越報告などの報告事項が30件あり、合わせて37件となる。

議案の詳細については、この後、企画財政部長から御説明するが、私から主なものを御説明する。

初めに、予算については、国の地方創生交付金を活用して、秩父高原牧場の交流施設の整備を行う経費について、補正をお願いするものである。また、病害虫による農作物の生育被害の防止に係る経費について、補正をお願いしている。その結果、一般会計の補正予算額は、2億5,281万1千円となったところである。

次に、条例については、一部改正条例が4件ある。主なものとしては、非常勤職員について、子が2歳に達する日まで育児休業を取得できる特例を定める「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」などがある。

専決処分の承認については、地方税法等の一部改正に伴い、去る3月31日に「埼玉県税条例の一部を改正する条例」を専決処分したことについて承認を求めるものである。

事件議決については、川口市に対し、中核市の指定に係る総務大臣への申出に同意することについて議決を求めるものである。

以上で私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、議案の概要を、お手元の資料により御説明させて

いただく。

資料1「埼玉県議会平成29年6月定例会付議予定議案件名」を御覧いただきたいと存じる。

1ページの1番から5番は「補正予算」及び「条例」である。後ほど、資料2及び3により詳しく御説明させていただく。

6番の「専決処分の承認」だが、地方税法の一部改正に伴い、法人事業税の確定申告期限の延長の特例を定めるなど、緊急に埼玉県税条例を改正する必要性が生じたため、去る3月31日に専決処分したので、議会の承認を求めるものである。

2ページの7番は「中核市の指定に係る申出の同意について」である。川口市が総務大臣へ中核市の指定を申し出るに当たり、県の同意が必要なことから、同意することについて議会の議決を求めるものである。

3ページからは「報告事項」である。1番から4ページの7番までは「予算繰越報告」である。5ページの8番は地方自治法第180条第2項の規定による「知事専決処分報告」2件である。いずれも法律又は政令の改正に伴い、条ずれなど当然必要とされる規定の整備を行ったものである。6ページの9番は「法人の経営状況報告」で、埼玉県住宅供給公社をはじめ合計20法人である。なお、埼玉県立大学など残りの4法人については、9月定例会での報告を予定している。

9ページの10番は「埼玉県観光づくり基本計画の策定について」である。埼玉県観光づくり推進条例第16条第3項に基づき、計画の策定について報告するものである。報告事項については、以上である。

続いて、条例案を御説明させていただく。

資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。1番の「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」は、国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、国に準じて失業者の退職手当に係る給付内容の拡充などをするものである。2番の「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員が育児休業を子供が最長2歳に達する日まで取得できるようにするものである。3番の「埼玉県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正に伴うものである。県費負担教職員に係る給与負担事務が指定都市に移譲されたことに伴い、個人県民税の2%分をさいたま市に税源移譲するものである。また、居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションに係る不動産取得税について、同一の建物の高層階が高額に、低層階が低額になる税額算定方法の導入などをするものである。4番の「埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」は、政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医等に対する休業補償等の補償基礎額などを改定するものである。条例については以上である。

続いて、補正予算案を御説明させていただく。

資料3「平成29年度6月補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。6月補正予算については、国の地方創生交付金を活用した事業を行うとともに、病害虫による農作物の生育被害の防止を図るなど、当面緊急に対応すべき事業について編成した。その結果、補正予算の規模は、一般会計で2億5,281万1千円となっている。それでは、「3 内容」を御覧願う。まず、1つ目の○、「地方創生拠点整備交付金の活用」についてだが、秩父高原牧場に交流施設を整備するとともに、カエデ、少花粉スギ等の種苗研究体制を強化するため、寄居林業事務所に実験用温室を整備するものである。次に、2つ目の○、「地方創生推進交付金の活用」については、大企業と連携し、中小企業によるプロフェッショナル人材活用の支援等を行うものである。次に、3つ目の○、「病害虫による農作物の生育被害の防止」については、新たに確認された重要病害虫について、農薬による早期防除を行うとともに、まん延防止のために農作物残渣の焼却処理を行う市町村に対し、補助を行う

ものである。「4 財源」だが、今回の補正に係る財源は、特定財源である国庫支出金及び県債のほか、一般財源については繰越金を充てることとしている。

お手元の資料4は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、6月定例会に提案を予定している議案等の概要である。よろしく願います。

委員長

3 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。

なお、6月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日の午後5時となっている。

委員長

4 6月定例会の会期予定等についての(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1に基づき、委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民9名、民進・無所属2名、公明2名、県民1名、共産党1名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、民進・無所属1名、公明1名。2日目、自民1名、県民1名、共産党1名。3日目、自民2名、民進・無所属1名。4日目、自民2名、公明1名。5日目、自民3名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑質問者氏名及び質問日の報告期限についてだが、休日を除いた開会日前日に当たる6月16日(金)の正午までとするので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、休日を除き、発言の2日前の正午までとなるので、御協力願う。

したがって、質疑質問1日目の6月23日(金)に係るものについては、6月21日(水)の正午まで、質疑質問2日目の6月26日(月)に係るものについては、6月22日(木)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

5 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料2及び資料3に基づき、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

お手元の資料2「本会議のテレビ中継予定(案)」を御覧願う。

これまでと同様、6月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、テレビ中継をしたいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告までについては生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。後日、編集に当たって、質問をされた議員の皆様に、放送する質問項目を選んでいただきたいと存じる。一般質問の様子は、質問からおおむね1週間以内の日の、夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、お手元の資料3「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

まず、1の「6月定例会ダイジェスト」であるが、定例会開会日の議会運営委員会、定例会中の本会議の審議風景を、テレビカメラにより収録させていただき、7月23日の日曜日に放送したいと考えている。

次に、2の「常任委員会だより」であるが、各常任委員会の審査風景を、テレビカメラにより収録させていただき、9月10日(日)及び17日(日)の2日に分けて放送したいと考えている。

どうぞ、よろしく願います。

委員長

6 その他に入る前に申し上げます。

先の2月定例会において継続審査となっていた、第68号議案「埼玉県教育委員会教育長の任命について」文教委員長から議長宛てに審査結果の報告書が提出されたので、報告させていただく。この件について、議長から発言を求められているので、議長、よろしく願います。

議長

去る6月7日、知事が私のもとを訪ねて来られた。知事からは、教育委員会教育長について、少しでも早く任命したいので、よろしくお取り計らいいただきたいとの話があった。私としては、本議案を他の日程に先立ち議題とすべきと考えている。

御協議のほどよろしく願いたい。

委員長

ただ今の件については、議長から発言のあったとおり、開会日・6月19日（月）の本会議において、他の日程に先立ち議題とすることでいかがか。

< 了 承 >

本木委員

急きよではあるが、この場をお借りして、私の方から、決議について御提案させていただきたいと思う。

まず、1件目であるが、本県議会は、さきの2月定例会において「北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議し、制裁措置の厳格な履行等を求める決議」を行ったところであるが、皆様も御承知おきのとおり、国際社会の強い警告にもかかわらず、北朝鮮は弾道ミサイル等の発射を繰り返している。度重なる弾道ミサイルの発射は、国連安全保障理事会決議に明白に違反するものであり、我が国や北東アジアのみならず、国際社会に対する暴挙である。

我が会派としては、本県議会として、北朝鮮に対する断固たる抗議の意思を改めて表明するとともに、国に対し、き然とした対応を求める必要があると考える。そこで、「北朝鮮による弾道ミサイル等の発射に断固抗議し、我が国独自の制裁措置の一層の強化を求める決議」を行うことについて、御配慮願いたいと考えている。

続いて、2件目である。東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた関係自治体等連絡協議会が5月31日に開催され、同競技大会に係る役割分担及び経費分担の基本的な方向に関し、大会組織委員会、東京都、国及び関係自治体が合意に至ったところだが、大会関係経費のうち350億円程度については、業務内容及び経費を含めて、立候補ファイルを基本として、今後、整理・精査を行っていくこととされ、割り振られないままとされた。しかし、本県は同競技大会の会場が所在する関係自治体として協力する立場にあるにすぎず、今後、同競技大会の開催に係る経費を負担することになれば、立候補ファイルに示された原理原則にも反しており、認められない。

我が会派としては、本県議会として、東京オリンピック・パラリンピックの開催に係る経費を負担することは認められないとの意思を表明する必要があると考える。そこで、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に係る経費の負担を受け入れない決議」を行うことについて、御配慮願いたいと考えている。

以上2件について、各会派におかれても、御理解いただくようお願いする。

委員長

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

野本委員

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に係る経費の負担に関する決議についてであるが、基本的には東京都の自治事務であるため、埼玉県は一切関与する必要がない。先ほど、立候補ファイルの原理原則に反するとの説明があったが、原理原則に反するというよりも、むしろ地方自治法の観点からも必要なことであり、必ず決議を行うべきである。

委員長

ほかに御意見はあるか。

< な し >

委員長

それでは、本件については、開会日・6月19日（月）の議運において、案文、提案者等を確認の上、同日の本会議に上程することでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、6月定例会開会日・6月19日（月）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >